

## 【信託の計算書】

### 備 考

- 1 この計算書は、法第 227 条に規定する信託について使用すること。
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「番号」の欄には、計算書を作成する日の現況による住所若しくは居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。（9）イにおいて同じ。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地を及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
  - (2) 「収益及び費用の明細」の「収益の内訳」及び「費用の内訳」並びに「収益の額」及び「費用の額」の項は、各種所得の基となる信託財産の異なるごとに収益及び費用の内訳並びに当該収益及び費用の額を記載すること。
  - (3) 信託財産の処分により生じた損益は、他の収益及び費用と区分して記載すること。
  - (4) 「資産及び負債の明細」の「資産及び負債の内訳」及び「資産及び負債の額」の項には、各種所得の基となる信託財産の異なるごとに区分してその信託財産に属する資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債の額を記載し、「資産及び負債の明細」の「所在地」の項には、各種所得の基となる信託財産に属する資産の異なるごとに区分してその所在地を記載すること。
  - (5) 信託会社（法第 227 条に規定する信託会社をいう。以下この表において同じ。）の事業年度中（受託者が信託会社以外の者である場合又は当該信託が特定寄附信託（租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託をいう。以下この表において同じ。）である場合には、その年中）に信託財産の全部又は一部を処分した場合には、その処分年月日を、新たに信託行為により受け入れた信託財産がある場合には、その受入年月日を、それぞれ「備考」の項に記載すること。
  - (6) 「受益者等に交付した利益の内容」の「損益分配割合」の欄には、信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等が 2 人以上あり、かつ、それぞれの受益者等が受ける損益の割合が異なる場合に限り、記載すること。
  - (7) 「受益者等の異動」の「原因」の欄には、信託契約の締結、受益者の指定、受益者の変更、受益権の放棄、信託の終了のように記載すること。
  - (8) 「受託者の受けるべき報酬の額等」の「補てん又は補足の割合」の欄には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 6 条の規定による補てん又は補足の割合その他これに関する事項を記載すること。
  - (9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。
    - イ 当該信託が信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 89 条第 1 項に規定する受益者指定権等を有する者、同法第 182 条第 1 項第 2 号に規定する帰属権利者として指定された者その他これらに類する者の定めのある信託である場合 その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
    - ロ 信託会社の事業年度（受託者が信託会社以外の者である場合又は当該信託が特定寄附信託である場合には、その年）の中途において当該受益者の損益分配割合に変更が生じた場合 その旨、その変更のあつた日及びその変更事由
    - ハ 受益者等又は委託者の納税管理人が明らかな場合 当該納税管理人の氏名及び住所又は居所
    - ニ 受益者等が非居住者又は外国法人である場合 （非）
    - ホ 当該信託が相続税法第 21 条の 4 第 1 項の規定の適用に係るものである場合 その旨
    - ヘ 当該信託が特定寄附信託である場合 その旨及び次に定める事項
      - (i) 当該特定寄附信託契約（租税特別措置法第 4 条の 5 第 2 項に規定する特定寄附信託契約をいう。以下この表において同じ。）締結時の信託の元本の額
      - (ii) 前年中に当該信託の信託財産から支出した寄附金の額及び当該信託財産に帰せられる租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち前年中に寄附金として支出した金額並びにこれらの寄附金を支出した年月日
      - (iii) (ii)の寄附金を受領した法人又は法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の受託者の名称及び所在地並びに当該特定公益信託の名称
      - (iv) 当該特定寄附信託契約又はその履行につき、租税特別措置法施行令第 2 条の 36 第 8 項各号に掲げる事実が生じた場合には、当該事実及びその事実が生じた日
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。
- 4 所轄税務署長の承認を受けた場合には、この様式と異なる様式により調製することができる。